

平成29年第4回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 平成29年3月23日（木） 午後2時30分

閉会 平成29年3月23日（木） 午後4時00分

2. 開催場所

花巻市役所石鳥谷総合支所 庁議室

3. 出席委員（5名）

委員 照井 善耕（委員長）

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 伊藤 明子

委員 佐藤 勝（教育長）

4. 説明のため出席した職員

教育部長 市村 律

教育企画課長 岩間 裕子

小中学校課長 沼田 弘二

こども課長 高橋 靖

文化財課長 酒井 宗孝

5. 書記

教育企画課 課長補佐 佐々木英智 係長 小原正吾

上席主任 佐々木晶子（書記）

○照井善耕委員 本日の会議に先立ちご報告申し上げます。3月3日に開会いたしました平成29年第1回花巻市議会定例会は、本日3月23日で閉会となりました。3月10日の本会議におきまして、中村弘樹氏が教育委員に再任され、27日に上田市長から辞令を交付されることとなっております。ここで、中村弘樹委員から就任のごあいさつを頂戴したいと存じます。中村委員、お願いいたします。

○中村弘樹委員 ありがとうございます。3月10日に承認されまして3期目をやることになりました。産業の発展とかまちづくりとか地域振興の進展には学校の充実が必要不可欠ですので皆様のご理解とご協力をいただいて花巻の子どもを育てていこうという決心のもと3期目をやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○照井善耕委員 ありがとうございます。それでは、只今から平成29年第4回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、平成29年3月23日、午後2時30分、会議の場所、石鳥谷総合支所庁議室。

日程第1、会期の決定であります、本日1日とすることにご異議ありませんか。異議なしと認め、本日1日と決定いたします。

日程第2、選挙第1号「花巻市教育委員会委員長の選挙を行うことについて」を議題といたします。事務局から選挙の方法について説明をお願いいたします。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 選挙第1号「花巻市教育委員会委員長の選挙を行うことについて」の趣旨をご説明いたします。

委員長の任期が、平成29年3月24日をもって満了することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第2条第2項の規定によりまして、委員長の選挙を行うものでございます。

選挙の方法でございますが、花巻市教育委員会会議規則第6条の規定により「単記無記名投票」あるいは「指名推薦」のいずれかにより行うことができることになっております。「単記無記名投票」による場合は、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とすることになります。また、有効投票の最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者についてさらに投票を行い、最多数を得た者をもって当選人とすることとなります。また、「指名推薦」を用いる場合は、被指名人をもって当選人と定めるかどうかを会議に諮り、委員の全員の同意があった者をもって当選人とすることになっております。

なお、委員長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第2条第2項の規定により1年となっておりますので、平成29年3月25日から平成30年3月24日までとなります。よろしくをお願いいたします。

○照井善耕委員 それでは、ここで暫時休憩いたします。事務局職員は退席をお願いします。

(教育委員会の指示により事務局職員退室)

(教育委員会の指示により事務局職員入室)

○照井善耕委員 それでは休憩中の会議を再開いたします。只今、事務局から選挙の方法について説明がありましたが、選挙の方法をいかがいたしましょうか。ご発言をお願いいたします。中村委員。

○中村弘樹委員 指名推薦でお願いいたします。

○照井善耕委員 今、指名推薦というご意見がございましたがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員 それでは、指名推薦により行うことに決定しましたので被推薦人をご指名願います。中村委員。

○中村弘樹委員 照井善耕委員にお願いしたいと思います。

(異議なしの声)

○照井善耕委員 他に被推薦人のご指名の方はありませんか。お諮りいたします。他に被推薦人の推薦がありませんので、照井善耕に決定しました。

それでは、会議を進めます。日程第3、選挙第2号「花巻市教育委員会委員長職務代理者の指定を行うことについて」を議題といたします。事務局から提案の趣旨と選出方法について説明願います。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 選挙第2号「花巻市教育委員会委員長職務代理者の指定を行うことについて」の提案の趣旨をご説明いたします。

花巻市教育委員会委員長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律第2条第2項の規定により「委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」こととなっており、選任の方法は、花巻市教育委員会会議規則第7条の規定により「委員長の選挙」を準用することになっております。職務代理者の指定は2名であり、順位も決めていただくこととなります。

なお、任期は委員長の任期と同様1年となります。よろしくお願いたします。

○照井善耕委員長 只今、事務局からご説明いただきましたが、単記無記名投票か指名推薦かご発言をお願いしたいと思います。伊藤委員。

○伊藤明子委員 指名推薦でお願いしたいと存じます。

○照井善耕委員長 只今、伊藤委員から指名推薦の方法で選出してはどうかとの発言がありました。選出の方法は、指名推薦により行うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○照井善耕委員長 それでは、第1職務代理者、第2職務代理者の順位についてもお願いたします。

○伊藤明子委員 今までどおり、中村委員に第1職務代理者を、役重委員に第2職務代理者をお願いしたいと存じます。

○照井善耕委員長 他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、委員長職務代理者の第1順位に中村委員、第2順位に役重委員を指定することに決しました。よろしくお願いいたします。

次に日程第4、議席の決定を行います。事務局から説明をお願いいたします。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 「議席の決定」につきましては、花巻市教育委員会会議規則第4条の規定によりまして、「くじで定める」こととなっておりますが、委員長と教育長の席は、職務の都合上「委員長は真ん中」の席ということでご了承いただきまして、委員長、教育長を除いた席について、議席の決定をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○照井善耕委員長 どうでしょうか。

○役重眞喜子委員 このままで良いと思います。

(同意の声)

○照井善耕委員長 それでは、総意で今の席を議席とすることで決定します。

日程第5、議事に入ります。議案第6号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第6号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、平成29年4月1日から小中学校課に学校給食管理室を新設することに伴いまして、所要の改正を行うとともに、こどもの発達に係る相談や早期療育の場として設置しております花巻市こども発達相談センターに正職員を配置し、組織として位置付けるため、所要の改正を行おうとするものであります。

また、これまで教育部に主管課の規定がなかったことから主管課の規定を追加しようとするものであります。

改正の内容についてご説明いたします。お手元に配付しております議案資料の1ページから3ページも併せてご覧くださるようお願いいたします。第4条は、教育委員会事務局の組織を規定するものでありますが、第2項こども課の所管組織にこども発達相談センターを置くこと、第3項に教育部の事務事業の調整を行うため教育企画課を主管課とすること、第4項に小中学校課に学校給食管理室を置くことをそれぞれ加えようとするものであります。第7条は、こども課の分掌事務を規定するものでありますが、第28号のこども発達相談センターに関する内容を、こども発達相談センターの企画及び総合調整に関する

ことと改めようとするものであります。第8条の2は、主管課の分掌事務を新たに規定するものであります。第8条の3は、学校給食管理室の分掌事務を新たに規定するものであります。第13条は、課長及び所長の配置についての規定であります、「課長及び所長」を「課長等」に改め、室長及びこども発達相談センター所長を加えようとするものであります。第16条は、課長補佐及び副所長の配置についての規定であります、「課長補佐及び副所長」を「課長補佐等」に改め、室に次長を置くことを加えようとするものであります。また、第2項は、字句の整理を行うものであり、第3項は、こども発達相談センターを加えようとするものであります。

次に、施行期日であります、本規則は、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けましたが本案に関し質疑のある方はお願いいたします。役重委員。

○役重眞喜子委員 学校給食共同調理場というのは組織上、今はもうないんですって。

○岩間裕子教育企画課長 あります。学校給食センターというのは共同調理場です。

○役重眞喜子委員 今、組織規程上、共同調理場はないんですね。

○岩間裕子教育企画課長 名称としてはございません。

○役重眞喜子委員 この学校給食管理室はセンターを所管することになるのですか。

○岩間裕子教育企画課長 給食管理室の次長が給食センターの所長も兼ねることになりますので、ただ、室として直接センターの業務をするというよりはセンターはセンターで行うという。

○照井善耕委員長 学校給食管理室が花巻の給食全体をみるということですか。

○岩間裕子教育企画課長 そうですね。例えば、センターを今度どう整備するかとか、人員を配置するかという大きいところをやる形です。

○照井善耕委員長 その中で各センターは独自に、今までのように業務を行うということですか。

○岩間裕子教育企画課長 そうです。

○役重眞喜子委員 給食費の管理とか徴収というのはこの（第8条の3）3号の学校給食運営委員会の庶務に関する事に含まれているということですか。

○岩間裕子教育企画課長 大方針はここでやることになりましてけれども、センター会計は学校給食センターでやっていくことになるので、それぞれの学校給食センターの設置条例や規則で動く形になります。

○役重眞喜子委員 では給食会計はここではタッチしないということですか。

○岩間裕子教育企画課長 そうですね。それが例えば公会計化にするとか、大きな指針を決めるときは管理室で決めることになると思いますけれども、それぞれの収支に関してはあくまでもそれぞれのセンターでやることになります。

○伊藤明子委員 じゃあ、例えば給食費をお出しにならない家庭への対応についてはそちらでやることになるかと。

○岩間裕子教育企画課長 それぞれのセンターにおいて学校と協力しながら対応することになります。

○照井善耕委員長 学校給食管理室ができたことで全体的なことは捉えながら、独自のことは生かしてやっていくことですね。行政組織図で管理室の位置付けを見ると分かりやすいかもしれないですね。

何か他にございませんでしょうか。なければ質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第6号「花巻市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり議決されました。

議案第7号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第7号「花巻市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

本訓令は、こども発達相談センターの所長及び副所長並びに小中学校課に新設する学校給食管理室の室長及び次長が専決又は代決を行うことができるよう、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案資料の4ページと5ページも併せてご覧願います。

第1条の2は、定義について規定するものでありますが、第4号の課長等の規定に室長及びこども発達相談センター所長を加えるとともに、第5号の課長補佐等の規定にこども発達相談センター副所長を加えようとするものであります。

次に、施行期日であります。本訓令は、平成29年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けましたが何か質疑ございますでしょうか。なければ質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第7号「花巻市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第8号「花巻市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第8号「花巻市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

本訓令は、平成29年4月1日から小中学校課に学校給食管理室を新設し、学校給食センター所長を兼務する職員を配置することに伴い、これまで学校給食センター所長の職を兼務していた学校長について、同職の任を解くことから、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案資料6ページから8ページも併せてご覧願います。

別表中の「学校以外の教育機関の長印」について、学校施設併設型の花巻、南城、湯口、湯本、矢沢、宮野目、西南の各学校給食センター所長之印の管守責任者をこれまでの学校長から当該学校給食センター所長に変更しようとするものであります。

次に、施行期日であります。本訓令は、平成29年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はございませんでしょうか。無いようですので質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第8号「花巻市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第9号「花巻市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。沼田小中学校課長。

○沼田弘二小中学校課長 議案第9号「花巻市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令」についてご説明申し上げます。

本訓令は、県議会12月定例会において「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」が可決成立し、介護休暇制度の改正及び介護時間制度が新設され平成29年1月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

す。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第9号資料9ページから13ページも併せてご覧くださるようお願いいたします。

介護休暇制度の改正内容は、介護休暇の期間について、これまで「連続する6月の期間内」とされていたものが、「通算して6月の範囲内で、3回まで分割して取得することができる」こととなったものです。これにより、介護休暇処理票の様式を改正し、併せて1月未満の介護休暇の場合は校長承認にて取得できるよう改正しようとするものです。

また、介護時間制度の新設により、介護を必要とする一状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間のうち30分単位となりますが、2時間まで勤務しないことができるようになったことから、介護休暇時間を請求する際の様式となる介護時間処理票を新たに定めようとするものです。

次に施行日ですが、本訓令は、平成29年4月1日から施行しようとするものがあります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はございますか。役重委員。

○役重眞喜子委員 第6条2項の「前項に規定する指定期間」とあるのですが、第1項の中に指定期間がないのですが、指定期間とは何を指しているのでしょうか。

○沼田弘二小中学校課長 6月までの期間の中でどのくらい休暇をとろうとするかということになります。

○役重眞喜子委員 指定期間という用語であれば1項の中に定義がないのでわかりづらいですね。

○市村律教育部長 「指定」という言葉が邪魔している気がする。「前項に規定する指定期間」じゃなくて「前項に規定する期間」だと前項の「1月以上」にかかるので、「1月以上」を延長したり短縮したりとなる。確認してください。

○沼田弘二小中学校課長 はい。

○照井善耕委員長 介護休暇は6か月までとなっているんですね。

○沼田弘二小中学校課長 そうです。最大6か月です。

○伊藤明子委員 お聞きしてもいいですか。1回認定をとった方が変わることもありますよね。重くなったりとか。そうすると1か月ごとに出したりするのですか。そうではなく

て1回6か月とったら6か月以内は同じということですか。

○沼田弘二小中学校課長 介護認定が変わっても症状が同じであれば同じ介護と認定されますので、それによって期間が伸びたり短くなったりすることはないです。介護する方1人に対して1つの病気、怪我等について1回限りです。

○伊藤明子委員 1回とれば次の年はとれないの。

○沼田弘二小中学校課長 そうです。

○伊藤明子委員 こういう役所の決め方というのは一般企業でも真似するから、1回6か月とったら後はないんだよというのは。

○沼田弘二小中学校課長 今回の改正で3回に分けてとることができることになりました。

○伊藤明子委員 でも3回に分けても6か月なんですよ。3回6か月、6か月、6か月ではないんですよ。

○沼田弘二小中学校課長 そうですね。今までは1回取得すると2か月で終わったとしても次はとれなかったのですが、今回は2か月取得して、また働いて、また2か月取得してと連続しなくても良いようになりました。

○伊藤明子委員 介護ってだんだんひどくなるからね。最初1か月とったけど、次は6か月必要になることもあるかもしれないし。大変なんだな。

○照井善耕委員長 表現についてはわかりやすくしていただくということで、採決してよろしいでしょうか。採決いたします。お諮りいたします。議案第9号「花巻市立学校職員の服務規程の一部を改正する訓令」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第10号「花巻市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。沼田小中学校課長。

○沼田弘二小中学校課長 議案第10号「花巻市立学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、岩手県の条例である「市町村立学校職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員につきまして、勤務時間その他の勤務条件に関する事項を定めたものでありますが、平成29年4月1日から小中学校課に学校給食管理室を新設し、花巻市学校給食センターの所長を兼務する職員を配置することに伴い、併設型の学校給食センターの所長を兼務していた学校長から学校給食センターの長の任を解くことから、所要の改正を行おうと

するものであります。

それでは改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第10号資料12ページから14ページも併せてご覧くださるようお願いいたします。

それでは、改正についてご説明申し上げます。学校給食管理室に花巻市学校給食センターの長を置くことから、第4条第1項の末尾にあります「及び花巻市学校給食センターの長（以下「校長等」という。）」を削除するものであります。

また、この条項の改正に併せまして、第4条第2項、第5条第1項、同条第2項、第7条、第9条及び第10条の「校長等」を「校長」に改めるものであります。最後に施行期日でございますが、本規則は、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第10号「花巻市立学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第11号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。沼田小中学校課長。

○沼田弘二小中学校課長 議案第11号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

本規則は、花巻市の小中学校の学年や学期、教育活動や職員等、学校の管理運営に関する事項を定めたものであります。平成29年4月1日から小中学校課に学校給食管理室を設置し、学校給食センターが同室の所管となること及び大迫地区の小中学校の単独調理場が民間委託となっており、小中学校に技術職員である主任調理士及び調理士が配置されることはないことを踏まえ、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは改正の内容についてご説明いたします。お手元に配布しております議案第11号資料17ページ、18ページも併せてご覧くださるようお願いいたします。

それでは、改正について御説明申し上げます。規則第23条第1項で学校に置くことがあるとしている技術職員のうち、同条第2項に掲げる職務から第3号の主任調理士及び第4号の調理士に関する事項を削除するものであります。

最後に施行期日についてでございますが、本規則は、平成29年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けました。本案に関し質疑の方はありませんか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第11号「花巻市立小中学校管理運営規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決す

ることにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第12号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。酒井文化財課長。

○酒井宗孝文化財課長 議案第12号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市文化財保護審議会は、市内文化財の保存活用に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の諮問機関として設置された審議会であります。本審議会の委員につきましては、花巻市文化財保護審議会条例第2条第1項の規定により、委員15名以内をもって組織すること、同条第2項の規定により、文化財に関し学識経験を有する者のうちから委嘱することになっております。このたび、今後近代史関係の文化財調査の必要性があるのですが、専門の調査員が欠員していることから、新たに委員を任命しようとするものであります。

以下、議案書の14ページと議案第12号資料19ページを併せてご覧願います。

新たに任命しようとする委員は、深澤あかね氏、39歳、であります。任命は、平成29年4月1日付けであります。任期につきましては、同条例第2条第3項の規定により、現委員の残任期間とすることより、平成30年3月31日までであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしましたいと存じます。これにご異議ございませんか。ご異議ありませんので、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決しました。お諮りいたします。議案第12号「花巻市文化財保護審議会委員の任命に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり議決されました。

次に、議案第13号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を議題といたします。事務局から提案内容の説明を求めます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 議案第13号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」をご説明いたします。別紙議案資料の20ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

現在の大迫中学校校舎・屋内運動場は、昭和43年から昭和44年に完成した建物であり、双方とも建築後48年余りが経過し老朽化が著しいことから、安全で快適な教育環境を確保するため、平成27年度に設計業務を行いまして、本年度から本格的に工事着手しているところであります。

改築事業につきましては、校舎棟が平成29年7月末の完成を予定しているほか、次年度、平成29年度から30年度に屋内運動場と校舎棟への渡り廊下並びに昇降口を一体的に整備し、平成31年度にクラブハウス、外構等の整備を行い、平成32年3月に完工する予定となっております。今般、これらの改築工事を進めるにあたり、支障となる既存校

舎及び屋内運動場、プール、屋外トイレ、倉庫について、解体する必要がありますことから、教育財産の用途廃止を行おうとするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○照井善耕委員長 只今、事務局から説明を受けましたが本案に関し質疑の方ございませんか。

すみません、1つ質問です。既存の部分を壊すことと新しく建てるのはうまく繋がっているのでしょうか。子ども達の行き場がなくなるようなことはないと思うのですが。

○岩間裕子教育企画課長 新校舎につきましては7月末までに終わりました夏休み中に引っ越しをする予定です。それに付随して体育館を作らないといけないということで最初に屋内運動場を壊し始めて、8月1日付で用途廃止をさせていただくことになります。そして順次壊していくわけですが教室棟はもうちょっと後まで残しまして、そちらは8月末の用途廃止でお願いできればと思っています。

○照井善耕委員長 了解しました。他に質疑ございませんでしょうか。なければ質疑を終結いたします。採決いたします。お諮りいたします。議案第13号「教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり議決されました。

日程第6、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。市村教育部長。

○市村律教育部長 それでは、お手元に配付の報告事項等の配布資料の表紙をめくっていただきまして、資料No.1をご覧ください。

3月3日から本日23日まで、21日間の会期で開かれました平成29年第1回花巻市議会定例会における教育関係事項について報告いたします。

はじめに、一般質問は、3月7日から9日までの3日間、行われましたが、教育関係では、登壇議員13名中、6名の議員から、保育や教育など、1ページから2ページにかけて記載しております項目について質問がございました。

それぞれの質問に対する答弁の概要を説明いたしますが、質問項目が多く、答弁内容も相当の分量がありますので、これまでの経緯や現状に係る部分については説明を省略させていただきまして、課題となっていることや、今後の方向性の部分を中心に説明させていただきます。

3ページをご覧ください。登壇順5番の藤井英子議員からは、保育行政について2点の質問がありました。1点目の、平成29年度の保育利用申請数と利用調整の状況については、2月末日までに申請件数483件のうち、1月末日までに申請があった456件の利用調整を行った結果、利用調整が終わったものが370件、利用調整が完了しないものが86件となっておりますが、今後、保護者の入所申請理由の優先度を見極めながら最終調整を行い、入所決定の可否をお知らせすることとしております。2点目の、公立保育園における平成29年度の職員構成についてであります。正職員の割合は、平成28年4月

時点の正職員率35%を4%程度上回るものと見込んでおりますし、クラス担任につきましては、正職員により100%充足されることとなり、児童にとって保育環境は改善されるものと認識しております。

次に、5ページをご覧ください。登壇順6番の照井省三議員からは、3件の質問がありました。まず、「がん対策基本法」改正法に基づく本市のがん対策についての質問のうち、がんに関する教育の推進については、文科省が作成した教材や外部講師活用のガイドラインを各校に送付し、指導の充実を図っていることに加えて、各校の独自の取組事例を紹介しております。

次に、公立保育園の再編指針による民間移管については、3点の質問がありました。まず、1点目の引継ぎ保育における課題については、引継ぎ保育の共通理解を図ることと、保護者の不安解消の2つの課題がありました。移管先法人との連携や保護者との情報共有などにより良好な状態で引継ぎ保育が進められているものと捉えております。2点目の移管した公立保育園の保育士等の異動や雇用については、正職員は他の公立保育園や子育て関連施設へ配置しますし、非常勤職員19名については、移管先法人での雇用が15名であること等の予定となっております。3点目の第2期実施計画のあり方については、民営化の進め方と、保育の継承という2つの観点での検証が必要と考えており、それらの検証を進めてまいります。そのうえで第2期実施計画の策定に当たっては、平成30年度の入所申し込み受付が始まる前の平成29年11月までには、移管対象や移管の内容、民営化までのスケジュールなどについて職員、保護者、地域の方々に周知を図ってまいります。

次に、県立高等学校の再編計画については、学級減や統廃合が危惧される高校への支援や対応策について質問がありました。まず、大迫高校につきましては、一般入試の志願者が18名に留まり、非常に厳しい状況となっておりますことから、2次募集における生徒確保を目指し、生徒確保対策協議会において学校訪問を行っております。また、学級減の計画が示されております花巻南高校と花北青雲高校については、平成29年度入学志願者数を見ますと、花北青雲高校がすべての学科で定員を超えた一方、花巻南高校においては、2つのコースで定員割れとなっております。したがって、花巻南高校につきましては、高校、同窓会、PTAによる協議の場を市が設定し、三者が一体となって生徒確保のための取り組みを展開していけるよう支援してまいりたいと存じます。

次に、13ページをご覧ください。登壇順9番の菅原ゆかり議員からは、子育て支援と食育について、2件の質問がありました。子育て支援については2点の質問がありました。まず、1点目の待機児童数については、平成29年3月時点の人数は60名となっております。次に、2点目の待機している児童への支援策につきましては、待機児童発生の要因は、ニーズ把握が不十分であったこととありますが、待機児童解消の取り組みを種々検討しておりますが、保育士の確保、保育施設の拡充、そして既存施設・既存サービス等の活用という、3つの方法をもって受け入れ体制を整えてまいりたいと考えております。なお、保育園を利用できない場合の現在の支援策として、ファミリーサポートセンター事業、一時保育事業、市内認可保育所で勤務している保育士の市奨学金返還金の半額補助を実施しております。

次に、食育については、2点の質問がありました。まず、1点目の学校給食の食べ残し

の量については、平成25年度以降、ほぼ横ばいとなっております。次に、2点目の食の大切さを子供たちへ教える取り組みについては、学校給食の目標に向けた栄養教諭や調理士の取り組みや工夫、児童・生徒の興味・関心を高める取り組み、児童・生徒への啓発活動の実践例を披歴いたしました。今後も食に関する理解を深める取り組みを一層充実させて参ります。

次に、18ページをご覧ください。登壇順11番の藤井幸介議員からは、中学校夜間学級設置の促進について、3点の質問がありました。まず、1点目の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に対する見解については、市としても法の趣旨に賛同するものであります。次に、2点目の、中学校夜間学級の設置に係る調査の結果については、過去10年間で不登校が改善されないまま中学校を卒業した生徒の人数は33名で、そのうち、高校に進学しなかった生徒の数は14名でありましたし、過去5年間で、義務教育の卒業認定や中学校夜間学級の入学等の問い合わせ等もございませんでした。3点目の本市への設置の可能性については、現時点での設置の必要性は低いものと捉えており、夜間学級を設置する方向にはございません。

次に、20ページをご覧ください。登壇順12番の櫻井肇議員からは、子供の貧困対策に関して、教育現場と福祉現場との連携及び指導の現状について質問がありました。市内の各幼稚園及び小中学校におきましては、事案が発生した場合には、教育委員会及び市の児童福祉部門と連携を図り対応するよう努めております。学力保障や相談体制の充実、経済的支援などを行っておりますが、今後も、これらの施策を着実に実行し、子どもの貧困対策を進めて参ります。

次に、22ページをご覧ください。登壇順13番の照井明子議員からは、保育行政について、大きく2点の質問がありました。まず、1点目の待機児童については5つの質問がありました。1つ目の待機児童の定義は、国の調査対象者を定義の原則としております。2つ目の待機児童数は、平成29年3月時点の人数は60名となったところであります。3つ目の待機児童発生の背景と解消の取り組みについては、菅原ゆかり議員の質問に対する答弁と同じでありますので、省略させていただきます。4つ目のいわゆる「3歳の壁」の実態については、小規模保育事業施設の卒園児童は、昨年度と同様に本年度も入所先は決定していると伺っております。5つ目のイーハトーブ花巻子育て応援プランの見直しについては、花巻地域の待機児童の発生が見込まれることから、このプランの審議機関である花巻市子ども・子育て会議を2月23日に開催し、見直しについて了承をいただいたところであります。

次に、26ページをご覧ください。2点目の公立保育園を維持することについては4つの質問がありました。1つ目の公立保育園運営費の一般財源化前の園児一人当たりの運営費については、関係書類が文書保存期間を経過しており、詳細な数値が残っておらずお答えできません。2つ目の市内公立保育園と法人立保育園における保育士の年間給与については、平成27年度において、公立保育園は約456万円、法人立保育園は約278万円となっております。3つ目の公立保育園において安定的に保育士を確保することについては、公立保育園の役割を果たすため、運営に必要な人員を確保することは必要であり、人事部門と協議を行いながら人的な面での保育環境の整備に努めてまいります。また、法人

立保育園は、市の保育に対する重要な役割を担っておりますことから、法人立保育園における安定的な保育士確保策につきましても支援してまいります。4つ目の公立保育園を再編せず地域に残すことについては、まず、再編の判断をした4つの理由を示しました。しかしながら、公立保育所の役割や地域ごとの保育ニーズに対応するため、一定数の公立保育園は必要であると考えております。今後、保育・教育環境検討会議や市民ワークショップ・未来創造知恵出し会議等でのご意見を伺うこととしておりますが、適切な保育環境の確保と学びの連続性における保育園・幼稚園・小学校の連携の観点から再編は必要と捉えております。以上が一般質問に対する答弁の概要であります。

それでは、2ページにお戻りくださるようお願いいたします。教育委員会関係の議案について報告いたします。

議案審議は、当初提案のものは3月10日に、追加提案のものは最終日の3月23日に行われました。まず、1つ目の平成28年度花巻市一般会計補正予算（第6号）について説明いたしますが、教育委員会関係の予算を抜粋したものです。

「(1)歳入」につきましては、「(2)歳出」の説明と併せて、関連する部分を説明いたします。歳出の1つ目の「児童福祉（一般経費）」904万8千円は、平成27年度実績に基づく国庫負担金等の返還金であります。歳出の2つ目の「保育委託推進事業費」2,290万5千円は、平成28年度人事院勧告による国家公務員給与改定に準拠して実施する保育士及び幼稚園教諭等の処遇改善分による委託料等の増額であります。財源として、歳入の2つ目の「子どものための教育・保育給付」の国庫負担金1,359万1千円と、5つ目の「子どものための教育・保育給付」の県負担金852万6千円を計上しております。

また、歳入の1つ目の「保育料」3,629万4千円の減額につきましては、平成28年度当初予算編成時点では詳細が明らかでなかったために反映することができなかった「国の制度拡充による多子世帯の負担軽減分」によるものが主な要因でございます。歳出の3つ目の「保育施設運営支援事業費」560万5千円は、法人立保育園が実施する保育支援システムやカメラ設置に必要な費用の一部を補助するものですが、実績により減額とするものです。財源として、歳入の3つ目の「保育対策総合支援」の国庫補助金も減額となります。歳出の4つ目の「保育サービス向上支援事業費」33万7千円は、障がい児保育事業に係る特別保育委託事業委託料について実績により増額するものであります。歳出の5つ目の「小学校施設維持事業費」及び6つ目の「中学校施設維持事業費」は、いずれも予算執行見込みによる減額補正を行うものであります。なお、国の平成28年度補正予算で措置された事業に対する追加配分により財源として、歳入の4つ目の「学校施設環境改善交付金」の国庫補助金89万4千円を増額した一方、事業費の減に伴い、歳入の6つ目の「学校施設」の市債2,670万円を減額補正しております。

歳入の「学校施設環境改善交付金」の国庫補助金につきましては、大迫中学校及び湯口中学校改築事業費の国庫補助追加配分により2,131万6千円を追加し、その見合い分として「学校施設」の市債を2,110万円減額補正しております。したがって、予算執行見込みによる減額分と国の国庫補助金追加配分とを合わせまして、学校施設整備に充てる財源は、国庫補助金が2,221万円の増額、市債が4,780万円の減額となったところであります。

次に、2つ目の平成28年度花巻市一般会計補正予算（第7号）についてであります。教育委員会関係の予算は、職員の懲戒処分取消請求事件に伴う債務負担行為の追加であります。

審議の結果、全ての議案が原案のとおり可決されました。以上をもちまして、平成29年第1回花巻市議会定例会における教育関係事項についての報告とさせていただきます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。只今の報告について何かご質問等ございましたらお願いいたします。伊藤委員。

○伊藤明子委員 26ページで公立保育園のお給料と法人立保育園のお給料がだいぶ違うようですので、これはどのようになさるものでしょうか。今、テレビでも保育士さんは大変な仕事にもかかわらず給料が安いとか、いろいろ出ているので、100万円以上も違うというのはどのようなことなのかお聞きしたいと思いました。

○高橋靖こども課長 答弁の数値ですが平成27年度の決算で若干古い部分ではあります。ただ、毎年法人立保育園には職員の給料の改善部分ということで給付の中に含めて出しております。それが間違いなく賃金に反映されているか確認をするために実績報告をいただいている結果でございます。これはあくまで市内法人立さんの平均ということになりますので、それぞれの法人立園ではまた若干の差があると捉えておりました。確かにこの時点では100万円以上の差があるということで、これは花巻に限ったことではないのですが、国でも法人立の賃金改善は毎年度のようにやっております。平成28年度につきましては人事院勧告に基づく処遇改善で平成27年度と比較して1.3%の改善で、月額にすれば5千円程度です。まだまだ低い状況にあります。さらに来年度、平成29年度について、現在予算要求の案段階ですが、法人立全保育士に対しまして2パーセント加算いたしますことが1点ございます。これは月額にすると6千円程度の処遇改善、それから、それ以外に経験年数に応じての加算増ということも検討しているようでございまして、例えば7年以上経験がある方につきましては月額4万円程度、3年以上については月額5千円程度の改善ということも今予定をしている部分ではあります。そういった部分で法人立の給与改善も徐々に改善に取り組んでいる状況でございます。

○中村弘樹委員 なんで公立の方が高いんですか。

○伊藤明子委員 税金でやるから。

○中村弘樹委員 そういうこともあるかもしれないのですが、そうではなくて年齢が高いからなのか、法人立の方が若手が多くいるとか。

何かやっていかないと格差ばかり見えて、みんな公立ばかり目指してしまいますよね。でも、公立保育園もなくなっていくという現状もあるわけで。

○高橋靖こども課長 一概には言えないんですけども。中村委員がおっしゃるように法人立と公立で勤務年数には差があります。公立の在職年数が長いスパンでありますし、法人立におきましては定年までの在職というのがなかなか無いことは事実ではあります。そういったところでの給与の差というものはあるんだろうとっておりますけれども。

○照井善耕委員長 私もこれを見て、年齢構成とかあるんだろうと調べてみましたが、例えば初任給でどれくらいの差があるとか、10年勤務した人でどれだけ差があるとかしていかないと、あまりにも大変な数字だなと思っていました。

○伊藤明子委員 これだけ見せられると分からないですもんね。

○高橋靖こども課長 今時点の報告が、法人立まとめたの報告で、年齢別で出ていないものですから、そこを調査で捉えていかないとならないのかなと思います。

○伊藤明子委員 公立保育園は60歳で定年ですよ。

○高橋靖こども課長 はい。

○中村弘樹委員 その給料の差が発生しているところで園自体はやっていけてるんですよ。

○高橋靖こども課長 はい。

○中村弘樹委員 公立は給料が高くてもサービスができていうことは園の利益が発生しなくてもいいからその分を給料に回せるという考えなのか、法人立の場合はある程度、経営しているので利益を上げなければいけないから利益を取った残りで給料を払っているのかという。そういうのはどうなんですかね。

○高橋靖こども課長 花巻市内において保育園を運営しているのは全て社会福祉法人です。そういう意味では利益の追求ということはないわけで、しかも保育園の運営というのは、基本保育は市からの委託なので委託料運営になります。その中で基本的な運営費に先ほど申し上げました職員の処遇改善等の加算を上乗せしながら経営の部分で委託をしている状況になっております。

○照井善耕委員長 加算もあるけど、総額だけで何%上げるといっても市民は納得できないところもあるんじゃないかなという感じがします。

○高橋靖こども課長 そうですね。どうしても公立保育園と比較するだけじゃなくて一般の職業との比較、あるいは女性が勤めている職業との比較でも保育士の給与というのが依

然低い基準にあるんですね。なので、底上げといたしますか少なくとも一般の賃金ぐらいまでは上げないと今後も保育士不足は続くんだろうなと思っております。

○照井善耕委員長 他にご質問等ございませんか。

○佐藤勝教育長 この数字についてはさっきおっしゃったように勤務年数とか平均年齢とか雇用形態、正規職員、パートとか入っていると思うのでそこを分析してみると別な見方もできると思います。ここはこれから。私もこの数字を見た時、間違いじゃないかと何回も確認したのですが、おっしゃったように平均年齢とか勤務形態の違いはあるんだろうなと推測ですけれども。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。只今の報告については質疑を打切ってよろしいでしょうか。なしと認め、報告に対する質疑を終結します。

それでは、次の事項について、事務局から報告をお願いいたします。沼田小中学校課長。

○沼田弘二小中学校課長 平成28年度中学校卒業生の進路状況調査ということで各学校から報告いただいた一覧をここに載せてございますのでご覧いただきたいと思います。以上です。

○佐藤勝教育長 16日段階ですので、再募集とか最終的な確定のものはまだです。

○役重眞喜子委員 このN高校って何だろう。

○沼田弘二小中学校課長 ネットを介して学習する形です。

○照井善耕委員長 ご質問等はございませんでしょうか。以上をもちまして本日の議事日程を全て終了といたします。ありがとうございます。